

平成二十年国土交通省令第三十七号

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令を次のように定める。

第一章 指定登録機関

第一節 中央指定登録機関(第一条―第十四条)

第二節 都道府県指定登録機関(第十五条)

第三節 指定事務所登録機関(第十六条―第二十二条)

第二章 登録講習機関

第一節 構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関(第二十三条―第三十八条)

第二節 定期講習の講習機関(第三十九条―第四十一条)

第三節 管理建築士講習の講習機関(第四十二条―第四十四条)

第三章 指定試験機関

第一節 中央指定試験機関(第四十五条―第五十七条)

第二節 都道府県指定試験機関(第五十八条)

附則

第一章 指定登録機関

第一節 中央指定登録機関

第一条 建築士法(以下「法」という。)第十条の四第二項の規定による指定を受けようとする者(次項第八号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務(以下単に「一級建築士登録等事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 一級建築士登録等事務を開始しようとする年月日

四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の名簿及び略歴を記載した書類

六 現に行っている業務の概要を記載した書類

七 法第十条の五第一項第一号に規定する一級建築士登録等事務の実施に関する計画を記載した書類

八 指定申請者が法第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面

九 その他参考となる事項を記載した書類(名称等の変更の届出)

第十条 法第十条の四第一項に規定する中央指定登録機関(以下単に「中央指定登録機関」という。)は、法第十条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更後の中央指定登録機関の名称若しくは住所又は一級建築士登録等事務を行う事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

第四条 中央指定登録機関は、法第十条の七第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の名簿

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあっては、その者の略歴とするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十条の五第二項第四号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

第五条 法第十条の九第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 一級建築士登録等事務を行う時間及び休日に関する事項

二 一級建築士登録等事務の実施の方法に関する事項

三 手数料の収納の方法に関する事項

四 一級建築士登録等事務に関する秘密の保持に関する事項

六 法第十条の十一の帳簿(以下この節において単に「帳簿」という。)、法第五条第一項の一級建築士名簿(以下単に「一級建築士名簿」という。)、その他の一級建築士登録等事務に関する書類の管理に関する事項

七 その他一級建築士登録等事務の実施に關し必要な事項(事業計画等の認可の申請等)

第六条 中央指定登録機関は、法第十条の十第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

七 中央指定登録機関は、法第十条の十第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

七 帳簿の備付け等

第七条 法第十条の十一の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 各月における一級建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数

二 各月における構造設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納の件数

三 各月における設備設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納の件数

四 各月の末日における一級建築士の人数並びに当該一級建築士のうち構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の人数

二 前項各号に掲げる事項が、電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録され、必要に応じ中央指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

三 帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。第十一条第二号において同じ。)は、一級建築士登録等事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(登録状況の報告)

第八条 中央指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 当該四半期における一級建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数

二 当該四半期における構造設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納の件数

三 当該四半期における設備設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納の件数

四 当該四半期の末日における一級建築士の人数並びに当該一級建築士のうち構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の人数

二 前項の報告書には、一級建築士名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

三 報告書等(第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

一 中央指定登録機関の使用に係る電子計算機と国土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを国土交通大臣に交付する方法

第九條 不正登録者の報告

その他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 当該一級建築士に係る登録事項
二 偽りその他不正の手段

第十條 中央指定登録機関の休廃止の許可の申請

一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする一級建築士登録等事務の範囲
二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
三 休止又は廃止の理由

第十一條 一級建築士登録等事務の引継ぎ等

第十四條 中央指定登録機関は、法第十條の十七項の規定による場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 一級建築士登録等事務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
二 帳簿、一級建築士名簿その他の一級建築士登録等事務に関する書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

第十二條 国土交通大臣は、中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の提出を受けたときは、中央指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- 一 法第五條の二、法第八條の二又は建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第六條第四項の規定による届出
二 第三十六條第一項、第四十條第一項又は第四十三條第一項の規定による報告書の提出
三 第三十六條第二項、第四十條第二項第一号イ又は第三十六條第三項第一号イの修了者一覧表に記載された事項

三 第五十三條第一項の規定による報告書の提出
出 同条第二項の添付書類に記載された事項
前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

- 一 国土交通大臣の使用に係る電子計算機と中央指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、中央指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを中央指定登録機関に交付する方法

第十三條 国土交通大臣は、中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、法第九條第一項若しくは第二項の規定により一級建築士の免許を取り消したとき又は法第十條第一項の規定により一級建築士に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を中央指定登録機関に通知するものとする。

- 一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
三 処分内容及び処分を行った年月日

第十四條 法第十條の六第一項及び第三項、法第十條の十五第三項、法第十條の十六第三項並びに法第十條の十七第三項の規定による公示は、官報で告示することによつて行う。

第十五條 第五條、第七條（第一項第二号及び第三号を除く。）及び第十一條の規定は、法第十條の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定（第五條第一号を除く。）中「一級建築士登録等事務」とあるのは、「二級建築士等登録事務」と、第五條中「法第十條の九第二項」とあるのは、「法第十條の二十第三項において準用する法第十條の九第二項」と、第五條第一号中「一級建築士登録等事務」とあるのは、「法第十條の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務（以下単に「二級建築士等登録事務」とい

う。）と、第五條第六号中「法第十條の十一」とあるのは、「法第十條の二十第三項において準用する法第十條の十一」と、法第五條第一項の一級建築士名簿（以下単に「一級建築士名簿」という。）とあるのは、「法第五條第一項の二級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下単に「二級建築士名簿及び木造建築士名簿」という。）と、第七條第一項中「法第十條の十一」とあるのは、「法第十條の二十第三項において準用する法第十條の十一」と、第七條第一項第一号中「一級建築士」とあるのは、「二級建築士及び木造建築士」と、同項第四号中「一級建築士」の人数並びに当該一級建築士のうち構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の人数」とあるのは、「二級建築士及び木造建築士の人数」と、同条第三項中「第十一條第二号」とあるのは「第十五條において準用する第十一條第二号」と、第十一條中「法第十條の十七第四項」とあるのは「法第十條の二十第三項において準用する法第十條の十七第四項」と、「国土交通大臣」中「一級建築士名簿」とあるのは「二級建築士名簿及び木造建築士名簿」と読み替へるものとする。

第三節 指定事務所登録機関
（登録等事務規程の記載事項）
第十六條 法第二十六條の三第三項において準用する法第十條の九第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十六條の三第一項に規定する事務所登録等事務（以下単に「事務所登録等事務」という。）を行う時間及び休日に関する事項
二 事務所登録等事務を行う事務所に関する事項
三 事務所登録等事務の実施の方法に関する事項
四 手数料の収納の方法に関する事項
五 事務所登録等事務に関する秘密の保持に関する事項
六 法第二十六條の三第三項において準用する法第十條の十一の帳簿（以下この節において単に「帳簿」という。）、法第二十三條の三第一項に規定する登録簿（以下単に「登録簿」という。）その他の事務所登録等事務に関する書類の管理に関する事項
七 その他事務所登録等事務の実施に関し必要な事項

う。）と、第五條第六号中「法第十條の十一」とあるのは、「法第十條の二十第三項において準用する法第十條の十一」と、法第五條第一項の一級建築士名簿（以下単に「一級建築士名簿」という。）とあるのは、「法第五條第一項の二級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下単に「二級建築士名簿及び木造建築士名簿」という。）と、第七條第一項中「法第十條の十一」とあるのは、「法第十條の二十第三項において準用する法第十條の十一」と、第七條第一項第一号中「一級建築士」とあるのは、「二級建築士及び木造建築士」と、同項第四号中「一級建築士」の人数並びに当該一級建築士のうち構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の人数」とあるのは、「二級建築士及び木造建築士の人数」と、同条第三項中「第十一條第二号」とあるのは「第十五條において準用する第十一條第二号」と、第十一條中「法第十條の十七第四項」とあるのは「法第十條の二十第三項において準用する法第十條の十七第四項」と、「国土交通大臣」中「一級建築士名簿」とあるのは「二級建築士名簿及び木造建築士名簿」と読み替へるものとする。

第三節 指定事務所登録機関
（登録等事務規程の記載事項）
第十六條 法第二十六條の三第三項において準用する法第十條の九第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十六條の三第一項に規定する事務所登録等事務（以下単に「事務所登録等事務」という。）を行う時間及び休日に関する事項
二 事務所登録等事務を行う事務所に関する事項
三 事務所登録等事務の実施の方法に関する事項
四 手数料の収納の方法に関する事項
五 事務所登録等事務に関する秘密の保持に関する事項
六 法第二十六條の三第三項において準用する法第十條の十一の帳簿（以下この節において単に「帳簿」という。）、法第二十三條の三第一項に規定する登録簿（以下単に「登録簿」という。）その他の事務所登録等事務に関する書類の管理に関する事項
七 その他事務所登録等事務の実施に関し必要な事項

（帳簿の備付け等）
第十七條 法第二十六條の三第三項において準用する法第十條の十一の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 各月における一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとの建築士事務所の登録、法第二十三條の五の規定による届出及び法第二十三條の七の規定による届出の件数
二 各月の末日における一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとの登録を受けている建築士事務所の数
前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じて法第二十六條の三第一項に規定する指定事務所登録機関（以下単に「指定事務所登録機関」という。）において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

第十八條 指定事務所登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該四半期における一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとの建築士事務所の登録、法第二十三條の五の規定による届出及び法第二十三條の七の規定による届出の件数
二 当該四半期の末日における一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとの登録を受けている建築士事務所の数
前項の報告書には、登録簿の登録事項を記載した登録事務所一覧表を添付しなければならない。

第十九條 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

- 一 指定事務所登録機関の使用に係る電子計算機と都道府県知事の使用に係る電子計算機と

は、別記第二号様式の登録講習機関変更届出書に第二十三条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(承継の届出)

第二十七条 法第十条の第二十七第二項の規定による届出をしようとする者は、別記第三号様式の登録講習機関事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 法第十条の第二十七第一項の規定により登録講習機関の事業の全部を譲り受けて登録講習機関の地位を承継した者については、別記第四号様式の登録講習機関事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- 二 法第十条の第二十七第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、別記第五号様式の登録講習機関事業相続同意証明書及び戸籍謄本
- 三 法第十条の第二十七第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第六号様式の登録講習機関事業相続証明書及び戸籍謄本
- 四 法第十条の第二十七第一項の規定により合併によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- 五 法第十条の第二十七第一項の規定により分割によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、別記第七号様式の登録講習機関事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(講習事務の実施基準)

第二十八条 法第十条の二十八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 講習を毎年一回以上行うこと。
- 二 講習は講義及び修了考査により行い、講習の時間の合計は、構造設計一級建築士講習は十八時間以上、設備設計一級建築士講習は二十四時間以上とし、講習科目ごとの講義内容は国土交通大臣が定める内容とし、講義時間は国土交通大臣が定める時間とする。
- 三 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録講習

機関として行う講習である旨をあらかじめ公示すること。

四 受講者の申込書、勤務した事業所との関係等を証する書類その他の書類により、受講者が受講資格者であることを確認すること。

五 講習に関する不正行為を防止するための措置を講ずること。

六 講師は講義の内容に関する受講者の質問に対し、適切に応答すること。

七 修了考査は、講義の終了後に、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。

八 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により修了考査の問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ 一級建築士

ロ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくはこれに相当する外国の学校において法第四条第二項第一号に規定する建築に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等的以上の能力を有すると認める者

九 講義を受講した者又は修了考査に合格した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者については、申請により、講義又は修了考査のうち国土交通大臣が定める科目の一部を免除する。

十 修了考査の結果を公表し、又は受講者に通知しようとする日の二週間前までに、修了考査の結果の判定の基準を記載した書面を国土交通大臣に提出すること。

十一 終了した講習の教材、修了考査の問題及び修了考査の結果の判定の基準の概要を公表すること。

十二 講習を修了した者(以下この節において「修了者」という。)に対し、別記第八号様式による修了証(以下この節において「修了証」という。)を交付すること。

十三 講習事務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

(講習事務規程の届出)

第二十九条 登録講習機関は、法第十条の第二十九項前段の規定による届出をしようとするとき

きは、別記第九号様式の登録講習機関講習事務規程届出書に、当該届出に係る同項に規定する講習事務規程を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録講習機関は、法第十条の二十九第一項後段の規定による届出をしようとするときは、別記第十号様式の登録講習機関講習事務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(講習事務規程の記載事項)

第三十条 法第十条の二十九第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 講習事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項
- 三 講習の実施に係る公示の方法に関する事項
- 四 講習の受講の申請に関する事項
- 五 講習事務の実施の方法に関する事項
- 六 講習の内容及び時間に関する事項
- 七 講習に用いる教材に関する事項
- 八 修了考査の方法に関する事項
- 九 修了証の交付に関する事項
- 十 講習事務に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 十一 法第十条の三十一の帳簿(以下この節において単に「帳簿」という。)その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項
- 十二 財務諸表等(法第十条の三十一第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この号において同じ。)の備付け及び財務諸表等に係る法第十条の三十第二項各号に掲げる請求の受付に関する事項
- 十三 講習事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十四 講習事務に関する公正の確保に関する事項
- 十五 不正受講者の処分に関する事項
- 十六 その他講習事務の実施に関し必要な事項

第三十一条 法第十条の三十第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第三十二条 法第十条の三十第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。

- 1 登録講習機関の使用に係る電子計算機と法第十条の三十第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 2 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。
- (帳簿の備付け等)
- 第三十三条 法第十条の三十一の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 講習の実施年月日
 - 二 講習の実施場所
 - 三 講習を行った講師の氏名並びに当該講習において担当した講習科目及びその時間
 - 四 受講者の氏名、生年月日、住所及びその者の登録番号
 - 五 修了者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、修了証の交付の年月日及び番号
- 4 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。
- 5 登録講習機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。第三十五条第二号において同じ。)を、講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 6 登録講習機関は、講習に用いた教材、修了考査に用いた問題用紙及び答案用紙並びに修了証の写しを講習を実施した日から三年間保存しなければならない。
- (講習事務の休廃止の届出)
- 第三十四条 登録講習機関は、法第十条の三十五第一項の規定により講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第十一号様式の登録講習機関事務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 中央指定試験機関は、法第十五条の五第一項において準用する法第十条の十第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由
- （帳簿の備付け等）
- 第五十二条 法第十五条の五第一項において準用する法第十条の十一の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 試験年月日
 - 二 試験地
 - 三 受験者の受験番号、氏名、生年月日及び合否の別
 - 四 合格者にあつては、前各号に掲げるもののほか、合格証の交付年月日及び番号
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じて中央指定試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。
- 3 帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、試験の区分ごとに備え、一級建築士試験事務を廃止するまで保存しなければならない。
- （一級建築士試験事務の実施結果の報告）
- 第五十三条 中央指定試験機関は、一級建築士試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 試験年月日
 - 二 試験地
 - 三 受験申込者数
 - 四 受験者数
 - 五 合格者数
 - 六 合格年月日
- 2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表、建築士法施行規則第十五条第二項の受験申込書並びに同条第一項第一号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成

- されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。
 - 一 中央指定試験機関の使用に係る電子計算機と国土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してする方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを国土交通大臣に交付する方法
- （一級建築士試験事務の休廃止の許可）
- 第五十四条 中央指定試験機関は、法第十五条の五第一項において準用する法第十条の十五第一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 休止し、又は廃止しようとする一級建築士試験事務の範囲
 - 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする理由があつては、その期間
 - 三 休止又は廃止の理由
- （一級建築士試験事務の引継ぎ）
- 第五十五条 中央指定試験機関は、法第十五条の五第一項において準用する法第十条の十七第四項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - 一 一級建築士試験事務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
 - 二 一級建築士試験事務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
 - 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項
- （中央指定試験機関）
- 第五十六条 中央指定試験機関の名称及び住所、一級建築士試験事務を行う事務所の所在地並びに一級建築士試験事務の開始の日は、次のとおりとする。

中央指定試験機関		名称	住所
機	関	公益財団法人建築技術教育普及センター	東京都千代田区紀尾井町三番六号
機	関	一級建築士試験事務を行う事務所の所在地	東京都千代田区紀尾井町三番六号
機	関	一級建築士試験事務の開始日	昭和五十九年二月一日

- （公示）
- 第五十七条 法第十五条の五第一項の規定において準用する法第十条の十五第三項、法第十条の十六第三項及び法第十条の十七第三項の規定による公示は、官報に掲載することによつて行う。
- 第二節 都道府県指定試験機関
- （準用）
- 第五十八条 第五十条、第五十二条及び第五十五条の規定は、都道府県指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定（第五十条第一号を除く。）中「法第十五条の五第一項」とあるのは「法第十五条の六第三項」と、「二級建築士試験事務」とあるのは「二級建築士等試験事務」と、第五十条第一号中「一級建築士試験事務」とあるのは「法第十五条の六第一項に規定する二級建築士等試験事務（以下単に「二級建築士等試験事務」という。）」と、第五十五条中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- 附則 抄
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、建築士法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。
- 附則（平成二〇年二月一日国土交通省令第九七号）抄
- （施行期日）
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二五年四月一日国土交通省令第二二〇号）
- （施行期日）
- この省令は、平成二五年四月一日から施行する。
- 附則（平成二五年九月二三日国土交通省令第七六号）
- （施行期日）
- この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二五年九月十四日）から施行する。
- 附則（平成二六年八月一八日国土交通省令第七〇号）
- （施行期日）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二七年二月一〇日国土交通省令第八〇号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年六月二十五日）以下「施行日」という。）から施行する。
- 附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

- この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
- 附則（令和元年九月一三日国土交通省令第三四号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第四条及び第二十三条（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条第一号及び第十三条の改正規定に限る。）の規定 整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）
- 附則（令和元年十一月一日国土交通省令第四二〇号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。
- 附則（令和三年七月一日国土交通省令第四六号）
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和三年八月二十六日）から施行する。
- （経過措置）
- 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 附則（令和三年八月三一日国土交通省令第五三〇号）
- （施行期日）
- 1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 附則（令和五年二月二八日国土交通省令第九八号）
- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年一月二九日国土交通省令第五号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
2 この省令の施行前に交付した改正前のそれぞれの省令の規定による修了証明書及び修了証は、改正後のそれぞれの省令の規定による修了証明書及び修了証とみなす。
3 この省令による改正後の建築基準法施行規則第三十二条の二十六第四項(第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む)、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十八条第四項、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三十四条第四項、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十三条第四項(第四十一条及び第四十四条において準用する場合を含む。)並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第五十三条第四項の規定は、この省令の施行日以後にその修了証明書又は修了証を交付する講習に係る書類について適用する。ただし、令和七年三月三十一日までその修了証明書又は修了証を交付する講習に係る書類については、なお従前の例によることができる。

第一号様式(第二十三条、第四十一条、第四十四条関係)(A4)

第一号様式(第二十三条、第四十一条、第四十四条関係)(A4)
登録講習機関登録申請書
国土交通大臣 殿
申請者の住所
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
(建築士法第10条の2、建築士法第10条の3第1項、同法第10条の3第2項)の規定
に基き、申請します。
1. 講習の概要
2. 講習実施を行う事業所の所在地
3. 役員の名(申請者の法人である場合に限り)
4. 講習実施開始しようとする年月日(日付)
申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
備考: 国土交通省(国土交通法第44条において準用する場合を含む。)に掲げる書類を添付してください。

第二号様式(第二十六条、第四十一条、第四十四条関係)(A4)

第二号様式(第二十六条、第四十一条、第四十四条関係)(A4)
登録講習機関変更届出書
国土交通大臣 殿
届出者の住所
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名
下記のとおり、
(1) 届出又は名称及び住所変更の代表者の氏名
(2) 講習実施を行う事業所の所在地
(3) 役員の名
(4) 講習実施開始しようとする年月日(日付)
を変更するの、建築士法第10条の3第2項(同法第10条の3第2項又は同法第10条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、届け出ます。
1. 変更事項
届出事項 変更前 変更後 変更年月日 備考
2. 変更しようとする年月日
備考 (3)の役員に変更がある場合は、変更後の役員の名簿を記載した書類を添付してください。

第三号様式(第二十七条、第四十一条、第四十四条関係)(A4)

第三号様式(第二十七条、第四十一条、第四十四条関係)(A4)
登録講習機関専業承認届出書
国土交通大臣 殿
届出者の住所
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名
建築士法第10条の3第2項(同法第10条の3第2項又は同法第10条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。
業種の原簿
氏名又は名称
法人にあってはその代表者の氏名
住所
登録の年月日及び登録番号
事務所のある地
承認書に関する事項
登録の年月日及び登録番号

第四号様式(第二十七条、第四十一条、第四十四条関係)(A4)

第四号様式(第二十七条、第四十一条、第四十四条関係)(A4)
登録講習機関専業承認届出書
国土交通大臣 殿
譲り渡した者
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
譲り受けた者
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
次のとおり登録講習機関の事業の全部の譲渡しがりましたことを証明します。
1. 譲渡の年月日
2. 登録番号
3. 譲渡しの年月日

第五号様式(第二十七条、第四十一条、第四十四条関係)(A4)

第五号様式(第二十七条、第四十一条、第四十四条関係)(A4)
 登録講習機関事業継続証明書
 年月日
 国土交通大臣 殿
 証明者 氏名
 住所
 次のとおり登録講習機関について継続がありましたことを証明します。
 1. 被相続人の氏名及び住所
 2. 登録の年月日
 3. 登録番号
 4. 登録講習機関の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
 5. 継続開始の年月日
 備考 証明者は、登録講習機関の地位を承継する者と選定された者以外の相続人又は
 長としてください。

第六号様式(第二十七条、第四十一条、第四十四条関係)(A4)

第六号様式(第二十七条、第四十一条、第四十四条関係)(A4)
 登録講習機関事業継続証明書
 年月日
 国土交通大臣 殿
 証明者 氏名又は名称及び法人に
 あってはその代表者の氏名
 住所
 氏名又は名称及び法人に
 あってはその代表者の氏名
 住所
 次のとおり登録講習機関について継続がありましたことを証明します。
 1. 被相続人の氏名及び住所
 2. 登録の年月日
 3. 登録番号
 4. 登録講習機関の地位を承継した者の氏名及び住所
 5. 継続開始の年月日
 備考 証明者は、本人上としてください。

第七号様式(第二十七条、第四十一条、第四十四条関係)(A4)

第七号様式(第二十七条、第四十一条、第四十四条関係)(A4)
 登録講習機関事業承継証明書
 年月日
 国土交通大臣 殿
 被相続者 氏名又は名称及び法人に
 あってはその代表者の氏名
 住所
 承継者 氏名又は名称及び法人に
 あってはその代表者の氏名
 住所
 次のとおり分限によって登録講習機関の事業の全部の承継がありましたことを証
 明します。
 1. 登録の年月日
 2. 登録番号
 3. 承継の年月日

第八号様式(第二十八条関係)(A4)

第八号様式(第二十八条関係)(A4)
 終了証
 年月日
 氏名
 生年月日
 登録番号
 この者は、講習(第10条の3第1項第1号)の講習の課程を修了したものであること
 を証します。
 終了証の番号 第 号
 登録講習機関 印

第九号様式（第二十九条、第四十一条、第四十四条関係）（A4）

第九号様式（第二十九条、第四十一条、第四十四条関係）（A4）
 登録講習機関講習事務取扱届出書 年 月 日
 国土交通大臣 殿
 届出書の世帯
 届出者の氏名又は名称
 代表者の氏名
 講習事務取扱を定めたので、建築士法第10条の第1項後段（同法第22条の3第2項又は第23条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別紙のとおり届け出ます。
 備考 届出に係る講習事務取扱を届付してください。

第十号様式（第二十九条、第四十一条、第四十四条関係）（A4）

第十号様式（第二十九条、第四十一条、第四十四条関係）（A4）
 登録講習機関講習事務取扱変更届出書 年 月 日
 国土交通大臣 殿
 届出書の世帯
 届出者の氏名又は名称
 代表者の氏名
 講習事務取扱を変更したので、建築士法第10条の第1項後段（同法第22条の3第2項又は第23条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別紙のとおり届け出ます。
 1. 変更の内容
 2. 変更の理由
 備考 変更前及び変更後を併せた新旧届出文の写しを届付してください。

第十一号様式（第三十四条、第四十一条、第四十四条関係）（A4）

第十一号様式（第三十四条、第四十一条、第四十四条関係）（A4）
 登録講習機関事務停止届出書 年 月 日
 国土交通大臣 殿
 届出書の世帯
 届出者の氏名又は名称
 代表者の氏名
 建築士法第10条の第1項（同法第22条の3第2項又は第23条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、講習事務の一部（全部）の停止（廃止）をするので、次のとおり届け出ます。
 1. 廃止（廃止）しようとする講習事務の種類
 2. 廃止（廃止）しようとする年月日
 3. 廃止しようとする場合にあつては、その期間
 4. 廃止（廃止）の理由

第十二号様式（第三十九条関係）（A4）

第十二号様式（第三十九条関係）（A4）
 終了証 年 月 日
 氏 名 年 月 日
 生 年 月 日 年 月 日
 登録番号
 この者は、建築士法第22条の2の講習の課程を終了した者であることを証します。
 講習の種類
 終了証の番号 第 号
 登録講習機関 号 印

第十三号様式（第四十二条関係）（A4）
印字紙
年 月 日
氏 名
生 年 月 日
登録番号
この書は、標準仕出額が500万円の課税を納付した者であることを証します。
修正の番号
課 税
登録簿の巻数
印